

豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追分駐車場

公 募 要 領

平成 1 7 年 8 月

豊川市生活活性部商工課

目 次

| | | |
|-------|--------------------------|--------------|
| 1 | 指定管理者制度導入及び公募の目的 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 施設の概要 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| (1) | 豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追分駐車場について | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| (2) | 施設の概要 | ・ ・ ・ ・ ・ 2 |
| 3 | 指定管理者の指定期間 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 4 | 指定管理者の指定 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 5 | 協定に関する事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (1) | 協定の締結 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (2) | 協定の締結時期 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (3) | 主な協定内容 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (4) | 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 6 | 管理の基準及び業務の範囲 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (1) | 管理の基準 | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| (2) | 業務の範囲 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| (3) | 変更の協議 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| 7 | 経費に関する事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| (1) | 基本方針 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| (2) | 過去における収支状況 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| (3) | 指定管理料について | ・ ・ ・ ・ ・ 5 |
| (4) | 支払い時期について | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| (5) | 管理口座 | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |
| 8 | 応募資格 | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| (1) | 基本事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| (2) | 欠格事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| 9 | 申請等手続きについて | ・ ・ ・ ・ ・ 8 |
| (1) | スケジュール | ・ ・ ・ ・ ・ 8 |
| (2) | 公募要領等の配布 | ・ ・ ・ ・ ・ 8 |
| (3) | 公募（現場）説明会 | ・ ・ ・ ・ ・ 9 |
| (4) | 質問について | ・ ・ ・ ・ ・ 10 |
| (5) | 応募に係る提出書類等 | ・ ・ ・ ・ ・ 11 |
| (6) | 応募にあたっての留意点 | ・ ・ ・ ・ ・ 12 |
| 10 | 選定方法及び選定基準 | ・ ・ ・ ・ 14 |
| (1) | 選定方法 | ・ ・ ・ ・ 14 |
| (2) | 作業部会による審査 | ・ ・ ・ ・ 14 |
| (3) | 選定委員会の設置 | ・ ・ ・ ・ 14 |
| (4) | 選定基準並びに予定審査項目及び配点 | ・ ・ ・ ・ 15 |
| (5) | 選定のスケジュールについて | ・ ・ ・ ・ 15 |
| 11 | 公募に係る公表について | ・ ・ ・ ・ 16 |
| (1) | 応募受付中の公表 | ・ ・ ・ ・ 16 |
| (2) | 応募締切後の公表 | ・ ・ ・ ・ 16 |
| (3) | 指定候補者決定後の公表 | ・ ・ ・ ・ 16 |
| 12 | その他 | ・ ・ ・ ・ 16 |
| (1) | 事業の継続が困難となった場合の措置 | ・ ・ ・ ・ 16 |
| (2) | リスク分担に対する指針について | ・ ・ ・ ・ 17 |
| 13 | 窓口 | ・ ・ ・ ・ 18 |

1 指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の一部改正により創設され、平成15年9月2日から施行されています。

この新たな制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市（以下「市」という。）では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。

2 施設の概要

（1）豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追分駐車場について

豊川駅東駐車場は平成14年6月、追分駐車場は昭和53年7月に設置され豊川市観光協会に管理委託をしてきました。

豊川駅東駐車場は、JR豊川駅東側に位置し、主に通勤及び豊川稲荷への観光等に利用されています。また、追分駐車場は名鉄国府駅近隣に位置し、主に通勤等に利用されています。

今回、本施設の管理運営において、コストの削減と市民サービスの向上を図るため、民間事業者のノウハウを生かすことができる指定管理者制度を導入することとしました。

(2) 施設の概要

本施設の主な概要については以下のとおりです。

豊川駅東駐車場

| | 項目 | 内容 |
|---|--------|--|
| 1 | 名称 | 豊川市豊川駅東駐車場 |
| 2 | 所在地 | 豊川市豊川町辺通及び止通 |
| 3 | 施設規模 | 敷地面積 : 17,430.08 m ² 建物面積 : 11,800.39 m ² (駐車場) : 158.66 m ² (便所) 地上3層4段 |
| 4 | 施設構造 | 鉄骨造 |
| 5 | 竣工年月 | 平成14年6月(立体駐車場)平成元年12月(トイレ) |
| 6 | 供用時間 | 午前0時～午後12時(立体駐車場) 午前8時30分～午後5時(平面駐車場) |
| 7 | 休日 | なし |
| 8 | 主な施設内容 | 立体駐車場 521台(内 身体障害者用13台) 平面駐車場 19台(バス) 便 所 男性用・女性用・身体障害者用 |
| 9 | 利用状況 | 別紙「駐車場年間利用状況」のとおり |

追分駐車場

| | 項目 | 内容 |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 名称 | 豊川市追分駐車場 |
| 2 | 所在地 | 豊川市久保町雲明及び日影、国府町桜田並びに御油町鷺坂 |
| 3 | 施設規模 | 敷地面積 : 1,474.62 m ² |
| 4 | 施設構造 | 平面駐車場 |
| 5 | 竣工年月 | 昭和53年7月 |
| 6 | 供用時間 | 午前0時～午後12時 |
| 7 | 休日 | なし |
| 8 | 駐車可能台数 | 61台 |
| 9 | 利用状況 | 別紙「駐車場年間利用状況」のとおり |

3 指定管理者の指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までを予定しています。

4 指定管理者の指定

平成17年12月議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本項目と平成18年度に係る年度協定を締結します。

なお、年度協定については、毎年度協定を行い締結します。

(2) 協定の締結時期

平成18年2月を予定しています。

(3) 主な協定内容

事業計画書に関する事項

使用料に関する事項

市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項

事業報告に関する事項

指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

6 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

別紙「豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追分駐車場指定管理仕様書」のとおりです。

(2) 業務の範囲

別紙「豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追分駐車場指定管理仕様書」のとおりです。

(3) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者が市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

7 経費に関する事項

(1) 基本方針

指定管理者は、この制度の目的に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るため、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

(2) 過去における支出状況

過去2年間における支出については、以下のとおりです。

詳細については別紙「支出状況資料」を参照してください。

なお、追分駐車場については電気料・手数料のみとなります。

平成15年度

支出

| 区 分 | 内 容 | 金額(円) |
|--------|---|------------|
| 人件費 | パート賃金・年末年始アルバイト賃金 | 5,304,245 |
| 事務費 | 消耗品費・印刷製本費・修繕料等 | 3,888,431 |
| 管理運営費 | 警備委託料・防災システム保守点検・料金システム保守点検等・年末年始場内整理委託料等 | 5,510,728 |
| 合 計 | | 14,703,404 |
| 委託料精算額 | | 14,518,373 |

委託料精算額は、支出合計額からパート職員労働保険料本人負担分と、修繕における保険補填分を差し引いたものです。

平成16年度

支出

| 区分 | 内容 | 金額(円) |
|--------|---|------------|
| 人件費 | パート賃金・年末年始アルバイト賃金 | 5,230,531 |
| 事務費 | 消耗品費・印刷製本費・修繕料等 | 4,782,754 |
| 管理運営費 | 警備委託料・防災システム保守点検・料金システム保守点検等・年末年始場内整理委託料等 | 6,352,008 |
| 合計 | | 16,365,293 |
| 委託料精算額 | | 16,184,803 |

委託料精算額は、支出合計額からパート職員労働保険料本人負担分と、修繕
 における保険補填分を差し引いたものです。

(3) 指定管理料について

指定管理者は、市が支払う指定管理料で管理運営を行います。ただし、
 豊川市公共駐車場条例(昭和53年豊川市条例第37号)第9条に規定
 する使用料については市の収入となります。

指定管理業務に係る費用は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、
 市と指定管理者の協議により決定いたします。

ただし、指定管理料は平成16年度単年度の決算額に精算機補償期間
 終了により満額となる委託料の増加分を加えた額(16,400千円)
 を超えることはありません。

指定管理料の支払方法は、別途「豊川市豊川駅東駐車場及び豊川市追
 分駐車場の指定管理に関する協定書」で定めます。

指定管理料として含まれる経費

- a 人件費
- b 事務費(消耗品費、光熱水費、修繕料及び印刷製本費等)
- c 管理運営費(委託料等)

指定管理料の算定方法の詳細は、協定にて定めます。

管理運営については、別紙にあります「管理運営経費分担表」に基づ
 き、原則として指定管理料の中から支払うこととなります。

修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替えや、家屋等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

見積金額が1件30万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。

例としては次のものが挙げられます。

- ・ 敷地内（看板・フェンス等破損の修理、照明灯の取替え）
- ・ 立体駐車場（料金機・火災報知機の部品交換、照明灯の取替え、車止・壁・フェンス等破損の修理）
- ・ 便所関係（水栓・扉・壁等破損の部品交換と修理）

収支計画については、平成17年度管理委託料予算の中で想定する額（年額40万円）を目安にしてください。

なお、見積金額が1件30万円以上の修繕が発生した場合は、市が経費を負担します。また、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。

備品の購入について

備品とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、性質形状を変えず、比較的長く使用し、かつ保存できる物品で、本市では、購入価格が1万円以上(図書については5千円以上)の物品を指します。

見積金額が30万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が1件30万円以上で、市が必要と認める備品購入については、市が経費を負担します。

また、備品の購入にあたっては、必ず市と協議することとします。

(4) 支払時期について

会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については、別途協議書にて定めます。

(5) 管理口座

指定管理料及びその他の収入は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

8 応募資格

(1) 基本事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、個人での応募は受けません。

(2) 欠格事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等

豊川市（以下「市」という。）から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等

市から指定の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から6ヶ月を経過しない法人等

税（国税、愛知県税若しくは豊川市税又は消費税及び地方消費税）を滞納している法人等

法人等の代表者が税を滞納している法人等

応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等

手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等

差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等

会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等

次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人等

ア 市選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者）

本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等

9 申請等手続きについて

（1）スケジュール

| と き | 内 容 |
|------------------|--|
| 平成17年8月8日～8月31日 | 公募要領の配付期間 |
| 平成17年8月23日 | 第1回質問書提出期限 |
| 平成17年8月31日 | 公募（現場）説明会申込書提出期限 第1回質問書の回答予定日 |
| 平成17年9月2日 | 公募（現場）説明会 |
| 平成17年9月9日 | 第2回質問書の提出期限 |
| 平成17年9月16日 | 第2回質問書の回答予定日 |
| 平成17年9月20日～9月30日 | 提出書類受付期間 |
| 平成17年10月上旬 | 作業部会 |
| 平成17年10月中旬 | 第1次審査 |
| 平成17年10月中旬 | 第1次選定結果通知 |
| 平成17年10月下旬 | 第2次審査 指定管理者候補者の決定 （第1次審査を通過した法人等のみ） |
| 平成17年10月下旬 | 選定結果の公表 指定管理者内定通知交付 |
| 平成17年12月議会 | 指定管理者の指定 |
| 平成17年12月～18年3月 | 協議 |
| 平成18年2月下旬 | 協定締結 |
| 平成18年4月1日 | 管理代行開始 |

（2）公募要領等の配付

配付期間

平成17年8月8日から同月31日まで

（窓口配付及び郵送請求の場合、休日は除く。）

配付方法

次の方法で配付します。

ア 窓口にて直接配付

配付時間は 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 市ホームページからのダウンロード

ウ 郵送請求（返信用封筒（角 2 型、切手 3 9 0 円）を同封のこと。）

郵送請求の場合は、配達記録又は書留によること。

平成 1 7 年 8 月 3 1 日必着

配付資料

| | 配付資料 | 様式等 |
|---|---|-----------|
| ア | 公募要領 | |
| イ | 施設平面図 | |
| ウ | 仕様書 | |
| エ | 指定申請書 | 様式第 1 号 |
| オ | 共同事業体構成員表 | 様式第 2 号 |
| カ | 委任状 | 様式第 3 号 |
| キ | 事業計画書 | 様式第 4 号 |
| ク | 収支予算書 | 様式第 5 号 |
| ケ | 質問書 | 様式第 6 号 |
| コ | 経営規模等総括表 | 様式第 7 号 |
| サ | 業務経歴書 | 様式第 8 号 |
| シ | 技術者経歴書 | 様式第 9 号 |
| ス | 特記事項書 | 様式第 1 0 号 |
| セ | 条例（抜粋） 条例管理規則（抜粋） 豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 | |
| ソ | 説明会参加申込書 | |

（ 3 ） 公募（現場）説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場状況等について説明会を開催します。

説明会への参加方法

平成 1 7 年 8 月 3 1 日までに「公募（現場）説明会参加申込書」を商工課までご提出ください。（窓口配布及び郵送請求の場合、休日を除く。）

提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出受付時間は、 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 電子メール

ウ 郵送

郵送の場合は、配達記録又は書留によること。

平成17年8月31日必着

日時 平成17年9月2日 10時から12時を予定

場所 第11会議室

その他

ア 参加人数は、1団体2名までとします。

イ あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会の参加を断る場合があります。

ウ 説明会への出席は、必須とします。

(4) 質問について

第1回質問について

ア 受付開始日 平成17年8月8日

イ 提出期限 平成17年8月23日

(窓口配付及び郵送請求の場合、休日を除く。)

ウ 回答(期限)予定日 平成17年8月31日

エ 提出書類 様式第6号による第1回質問票

オ 提出方法

a 窓口へ直接持参

提出受付時間は、8時30分から17時まで

b 電子メール

c 郵送

郵送の場合は、配達記録又は書留によること。

平成17年8月23日必着

カ 質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

a 市職員等のプライバシーに関すること。

b 他の応募団体の応募に関すること。

c その他回答することが適当でないと市が判断すること。

キ その他

- a 口頭による質疑は受け付けません。
- b 質問によっては、回答(期限)予定日前に、市ホームページの「公募のお知らせ」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。
- c 全ての質問及び回答は、説明会参加法人等全員に、回答予定日に文書により送付します。

第2回質問について

- ア 受付開始日 平成17年9月2日
- イ 提出期限 平成17年9月9日、郵送提出の場合は9月9日必着
(窓口配付及び郵送請求の場合、休日を除く。)
- ウ 回答予定日 平成17年9月16日
- エ その他の事項については、第1回質問と同じです。

(5) 応募に係る提出書類等

提出期限 平成17年9月30日 17時まで
(窓口配付及び郵送請求の場合、休日を除く。)

提出方法

- ア 窓口へ直接持参
提出受付時間は、8時30分から17時まで
- イ 郵送
郵送の場合は、配達記録又は書留によること。
9月30日必着

提出書類 (: 必須書類 : 該当法人等のみ)

| | 提出書類 | 提出媒体 | | 様式等 |
|---|----------------------|------|-----------|-------|
| | | 紙 | フロッピーディスク | |
| 1 | 指定申請書 | | | 様式第1号 |
| 2 | 応募資格を有していることを証する書類 | | | |
| 3 | 共同事業体構成員表 | | | 様式第2号 |
| 4 | 委任状 | | | 様式第3号 |
| 5 | 証明資料(SPCの実現性を証明する資料) | | | |
| 6 | 事業計画書 | | | 様式第4号 |

| | | | | |
|----|--|--|--|----------------------|
| 7 | | 収支予算書 | | 様式第5号 |
| 8 | | 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務の状況を明らかにすることができる書類 ・ 貸借対照表（直近1年分） ・ 損益計算書（直近1年分） ・ 収支計算書（直近1年分） ・ 財産目録 | | 写可 |
| 9 | | 経営規模等総括表 | | 様式第7号 |
| 10 | | 法人 ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・ 登記簿謄本 法人以外 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類 | | 写可 |
| 11 | | 納税証明書 | | 完納証明書：原本 納税証明書：写可 |
| 12 | | 印鑑証明書 | | 原本 |
| 13 | | 業務経歴書 | | 様式第8号 |
| 14 | | 技術者経歴書 | | 様式第9号 |
| 15 | | 特記事項書 | | 様式第10号 |

提出部数 原本1部 写し10部

提出先

豊川市役所 北庁舎 1階

豊川市生活活性部商工課観光係

その他

ア 提出書類は、原則としてA4版とし、縦型綴じで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。

なお、「事業計画書」及び「収支予算書」については同時に「フロッピーディスク」を提出してください。

イ 応募提案書類においては、通称、ロゴマーク等の使用はしないでください。

(6) 応募にあたっての留意点

使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

共同事業体による応募

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体すべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能にすることもあります。

選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為は除く。）を禁じます。接触事実が認められた場合は、候補者予定者から除くことがあります。

記名押印のない書類による応募については、応募を無効とします。

同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が同一施設について複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

著しく信義に反する行為があった場合応募については、無効とします。

応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出された書類は、指定管理者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

ウ 指定管理者の決定までの間、市は指定管理者選定実施に関する報告

等のため、必要な場合には、応募者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

指定管理者の決定後、市は選定された候補者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 応募に当たって提出した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更は認めません。

虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式第11号）を提出してください。

応募に係る情報について

応募のための説明会、現地見学会等定められた機会を除き、市が便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10 選定方法及び選定基準

（1）選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、応募資格審査、事業計画書等の基礎審査及び提案審査を実施し、第3位まで候補者を決定します。

（2）作業部会による審査

豊川市指定管理者選定委員会設置要綱第7条に基づく「作業部会」を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を実施します。

（3）選定委員会の設置

豊川市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき豊川市指定管理者選定委員会を設置し、選定基準に基づく審査及び候補者の選定を実施します。

(4) 選定基準並びに予定審査項目及び配点

| 区 分 | 内 容 | 配 点 |
|--------------|--|-----|
| 事業の遂行能力 | 事業の遂行能力及び団体の基礎的な能力や安定性について判断します | 10 |
| 管理運営の基本コンセプト | 管理運営の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。 | 10 |
| 収支計画 | 効率的・弾力的な運営に努め、管理経費の縮減に関する考え方について判断します。 | 30 |
| 施設管理・維持管理計画 | 市民サービスの向上、利用者に対する考え方や施設の有効的な利用方法等について判断します。 施設の安定的かつ適正な維持管理についての考え方について判断します。 | 40 |
| その他 | リスク分担、モニタリング等に関する考え方について判断します。 | 10 |

(5) 選定のスケジュールについて

次のとおり指定管理者の候補者を決定します。

日時、選定方法等については後日正式に決定します。

作業部会による審査

ア 審査期間 平成17年10月上旬

イ 選外決定通知書 平成17年10月上旬

選外決定通知は対象者のみ通知します。

選定委員会による第1次審査

ア 日 時 平成17年10月中旬

イ 審査方法 第1次選定委員会を開催し、書類審査を行います。

ウ 選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、第1次審査通過団体として、最大3団体程度を予定しています。

エ 第1次選定結果の通知

- a 通知日 平成17年10月中旬
- b 第1次審査対象者全員に、選定結果を文書により通知します。

選定委員会による第2次審査

- ア 日 時 平成17年10月下旬
- イ 審査方法 第2次選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。
- ウ 選定内容
選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。
- エ 第2次選定結果の通知
 - a 通知日 平成17年10月下旬
 - b 第2次審査対象者全員に、選定結果を文書により通知します。

11 公募に係る公表について

(1) 応募受付中の公表

原則として行いません。

ただし、説明会参加団体数、応募団体数など応募に係る統計的な数については公表することもあります。

(2) 応募の締切後の公表

必要に応じて公表します。

(3) 指定候補者決定後の公表

第1次審査結果及び第2次審査結果内容について公表します。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

| 種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|----------|---------------------------------|-----|-------|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 法令等の変更 | 本事業に直接関係する法令等の変更 | | |
| 事業の中止・延期 | 市の指示によるもの | | |
| | 事業者の事業放棄・破綻 | | |
| 不可抗力 | 天災・暴動等による履行不能 | | |
| | 天候による履行不能 | | |
| 許認可遅延 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(市が取得するもの) | | |
| | 上記以外の場合 | | |
| 計画変更 | 市による事業内容の変更等 | | |
| 運営費上昇 | 計画変更以外の要因による運営費用の増大 | | |
| 施設損傷 | 事業者の責めに帰すべき事由による場合 | | |
| | 上記以外の場合 | | |
| 性能不適合 | 協定に定めた要求水準に不適合 | | |
| 需要変動 | 実施条件を超える需要変動 | | |
| | 上記以外の場合 | | |
| 利用者への対応 | 施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき事由による場合 | | |
| | 上記以外の場合 | | |
| 第三者等への賠償 | 施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等) | | |

13 窓口

豊川市生活活性部商工課

〒442 - 8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

0533 - 89 - 2140 Fax 0533 - 89 - 2125

E-mail shoko@city.toyokawa.lg.jp

担当者 坂牧宏修・梅田春樹